

令和2年3月18日

## 新型コロナウイルス感染症対策に係る春季休業期間中の留意点について

4月6日（月）以降における小中学校の再開等の対応については、文部科学省からの今後の通知等を踏まえて、改めて通知する予定です。

（保健管理に関すること）

- 1 春季休業中も、当面の間、引き続き次の点について、児童生徒に指導する。
  - (1) 咳エチケットや手洗いなどの基本的な感染症対策を徹底する。
  - (2) 風邪症状がある場合には外出を控え、やむを得ず外出する場合には、マスクを着用する。
  - (3) 換気が悪く、人が密に集まって過ごすような空間に集団で集まることを避ける。

（運動機会の確保に関すること）

- 2 児童生徒の運動不足やストレスを解消するために、日常的な運動（ジョギング、散歩、縄跳びなど）を安全な環境の下で行うよう、学校・地域の実態に応じて児童生徒に指導するとともに、保護者への周知にも配慮する。

（部活動に関すること）

- 3 新型コロナウイルス感染症対策専門家会議において、現時点では依然として警戒を緩めることはできないとの見解が示されていることから、部活動は引き続き実施しない。
- 4 その他
  - (1) 今後、新型コロナウイルス感染の発生状況や国の動向等によって、対応に変更等が生じる場合もある。
  - (2) 新型コロナウイルスの対応については、内閣官房や文部科学省、厚生労働省のホームページを参照の上、最新の情報を得るようにする。